平成２２年（フ）第２６１号
福山市坪生町南３丁目７番12号、前住所横浜市南区三春台109番地　エスパシオ102号
債務者　美馬昭之助
1　決定年月日時　平成22年11月15日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月28日午後１時30分
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第１５６９号
東京都府中市多磨町１丁目５番地の６フジハウス208
債務者　佐藤　瑞枝
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月19日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１５８３号
東京都立川市砂川町４丁目64番地の５
債務者　阿部　健治
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月19日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第２１８号
沖縄県うるま市勝連南風原4148番地３　佐渡山アパート202
債務者　比嘉　愛美（旧姓佐久田）
1　決定年月日時　平成22年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月19日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第２１９号
沖縄県中頭郡北谷町字桑江519番地２　県営桑江団地１―503
債務者　瀬名波裕子
1　決定年月日時　平成22年11月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月19日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第２２０号
沖縄県沖縄市海邦１丁目５番48号　野原マンション201号
債務者　山下　一俊
1　決定年月日時　平成22年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月19日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第３８号
石川県珠洲市正院町川尻13部102番地
債務者　矢敷　寛志
1　決定年月日時　平成22年11月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月20日午後２時
金沢地方裁判所輪島支部

平成２２年（フ）第３９号
石川県鳳珠郡能登町字上町本４字36番乙１地
債務者　田方　美穂
1　決定年月日時　平成22年11月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月20日午後１時50分
金沢地方裁判所輪島支部

平成２２年（フ）第７０５号
静岡市葵区北安東５丁目16番15号　ハイツスプルース101号
債務者　尾針　典代
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月14日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１５０５号
東京都国分寺市光町２丁目５番地27ジュネス国立205
債務者　中野　　英
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月21日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１５２３号
東京都東大和市向原３丁目10番地６―402号
債務者　神田　信子
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月21日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１５３２号
東京都八王子市兵衛２丁目６番11号
債務者　中澤　美穂（旧姓内田）
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月21日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１５５５号
東京都多摩市乞田1328番地ウィング永山203
債務者　永井　義明
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月21日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１５５６号
東京都多摩市乞田1328番地ウィング永山203
債務者　永井　　香
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月21日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第２８６７号
横浜市青葉区梅が丘28番地６　ミルフォーレB201
債務者　面川　瑞穂
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７６３号
愛知県みよし市三好町油田25番地１　ライオンズマンション三好312号
債務者　谷口　佳奈
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月17日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係